

## 京都府収入証紙廃止（令和4年9月末）に伴う 「特殊車両通行許可」の申請手続きについて

令和4年9月末の京都府収入証紙廃止に伴い、申請の際に京都府収入証紙を添付していただいている「特殊車両通行許可申請」について、10月以降は、以下の方法でお手続きいただきますよう、ご協力をお願いします。

### R4. 9月末まで（来所申請）

- 申請書に必要事項を記入して、申請する経路及び車両台数に応じた件数分（1経路・1台200円）の金額の収入証紙を添付して申請窓口へ申請。



### R4. 10月～

#### 【来所申請】

- 申請窓口で必要手数料金額を事前に確認
- 申請書に必要事項を記入して、申請先庁舎内の支払窓口にて必要手数料を支払い、領収書及び納付済証を受け取り。
- 申請窓口へ申請書を提出。その際、窓口で金額再確認の上、納付済証を申請書に貼り付けて申請。
- （申請窓口で受付）

## 又は

#### 【郵送申請：Web事前登録コンビニ納付】

※申請手数料のほかに、コンビニの取扱手数料が必要になります。

- 申請書に必要事項を記載して申請窓口へ郵送（欄外に手数料金額を記載ください）。なお、申請に関する事前の相談については、窓口へ直接お問い合わせください。
- （申請窓口で申請内容を確認して申請者へ連絡）
- 専用Webサイト上で必要事項を入力し、「支払用番号」及び「申請書用番号」を取得。
- コンビニで「支払用番号」をもとに手数料を支払い、「申請書用番号」を申請窓口へ連絡。
- （申請窓口において管理サイト上で納付済みかを確認し、納付済みであれば、管理サイト上で「確認済み」の登録を行い、申請を受付）

■**10月以降も、手数料対象経路数や申請車両台数の確認のため、原則、来所申請をお願いします。**なお、お手持ちの京都府収入証紙は、令和5年3月末までご利用いただけます。

■専用Webサイト：<https://srv5.asp-bridge.net/kyoto/f/?id=10449>

■新たな納付方法、納入場所等について

<https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/shoshihaishi.html>

■特殊車両通行許可申請書は、以下のHPから入手いただけます。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/navi/index.html>